

石川県公報

平成 26 年 6 月 25 日 (水曜日)

号 外

(第 60 号)

目 次

規 則			教 育 委 員 会	
○石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	1	○石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正	4
訓 令			○石川県立学校処務規程の一部改正	5
○石川県処務規程の一部改正	(行政経営課)	1	人 事 委 員 会	
環境部 (水道用水供給事業)			○石川県職員等の修学部分休業等に関する規則の一部を改正する規則	5
○石川県企業職員就業規程の一部改正		4		

規 則

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十三号

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

石川県技能労務職員の給与に関する規則 (昭和三十五年石川県規則第五十九号) の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「若しくは自己啓発等休業」を「自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

石川県訓令第9号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程 (昭和33年石川県訓令第9号) の一部を次のように改正する。

平成26年6月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

第73条の4第2項中「届け出なければ」を「報告しなければ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の手続)

第七十二条の五 職員は、修学部分休業等条例第十条の規定による配偶者同行休業の承認又は修学部分休業等条例第十四条の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の一月前までに配偶者同行休業承認申請書 (別記様式第二十七号の十六) により申請し、所属長を経由して知事の承認を受けなければならない。

2 配偶者同行休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を所属長に届け出なければならない。

- 1 配偶者が死亡した場合
- 1 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- 2 配偶者と生活を共にしなくなった場合

四 修字部分休業等条例第十五条第一号又は第二号に掲げる事由に該当する)となつた場合

別表第1第2号の表総務部長専決事項の人事課の欄第1号1中「相当職」の下に「及び出先機関の長」を、「2」の下に「から4まで」を加え、同号2中「第二十六条の五第五項」を「第二十六条の五」に改め、「承認の」の下に「失効又は」を加え、同号中4を6とし、3を5とし、2の次に次のように加える。

3 第二十六条の六第一項の規定による部長等の配偶者同行休業の承認及び同条第二項の延長の承認

4 第二十六条の六の規定による配偶者同行休業の承認の失効又は取消しがあつた場合の部長等の復職の発令
別表第1第2号の表人事課長専決事項の欄第1号1中「2」の下に「から4まで」を加え、同号2中「第二十六条の五第五項」を「第二十六条の五」に改め、「承認の」の下に「失効又は」を加え、同号中3を5とし、2の次に次のように加える。

3 第二十六条の六第一項の規定による職員の配偶者同行休業の承認及び同条第二項の延長の承認

4 第二十六条の六の規定による配偶者同行休業の承認の失効又は取消しがあつた場合の職員の復職の発令
別記様式第27号の15の次に次の1様式を加える。

別記様式第27号の16 (第73条の5 関係)

配偶者同行休業承認申請書

石川県知事		年 月 日
		様 申請者 所 属
下記のとおり 配偶者同行休業 期間の延長 を申請します。		職 氏 名 Ⓔ
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2、3及び5に記入)	
2 申請に係る配偶者	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所 (居所)		
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		

- (注) ① この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
 ② 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所 (居所) を定め、届け出ること。
 ③ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容 (配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
 ④ 該当する口にはレ印を記入すること。

※ 所属記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決裁欄		職 氏 名 Ⓔ

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

環境部（水道用水供給事業）

石川県企業管理規程第2号

石川県企業職員就業規程（昭和46年石川県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

第11条の5第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削る。

第11条の6の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業)

第11条の7 職員の配偶者同行休業については、石川県職員等の修学部分休業等に関する条例の規定の例による。

第18条第2項中「昭和29年石川県訓令甲第148号」を「昭和53年石川県訓令第2号」に改める。

第19条中「(昭和42年法律第121号)」を削る。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

教 育 委 員 会

石川県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学 校 以 外 の 教 育 機 関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月25日

石 川 県 教 育 委 員 会

第70条の6第2項中「届け出なければ」を「報告しなければ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の手続)

第七十条の七 職員は、修学部分休業等条例第十条の規定による配偶者同行休業の承認又は修学部分休業等条例第十四条の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の一月前までに配偶者同行休業承認申請書により申請し、所属長を継由して教育長の承認を受けなければならない。

2 配偶者同行休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を所属長に届け出なければならない。

一 配偶者が死亡した場合

二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

三 配偶者と生活を共にしなくなった場合

四 修学部分休業等条例第十五条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなった場合

別表第2本庁の課長の個別的専決事項の表庶務課長の項第8号(2)中「第二十六条の五第五項」を「第二十六条の五」に改め、「自己啓発等休業の」の下に「承認の失効又は」を加え、同号に次のように加える。

(3) 第二十六条の六第一項の規定による職員の配偶者同行休業の承認及び同条第二項の延長の承認

(4) 第二十六条の六の規定による職員の配偶者同行休業の承認の失効又は取消しがあつた場合の復職の発令

別表第2本庁の課長の個別的専決事項の表教職員課長の項第5号(2)中「第二十六条の五第五項」を「第二十六条の五」に改め、「自己啓発等休業の」の下に「承認の失効又は」を加え、同号に次のように加える。

(3) 第二十六条の六第一項の規定による職員の配偶者同行休業の承認及び同条第二項の延長の承認

(4) 第二十六条の六の規定による職員の配偶者同行休業の承認の失効又は取消しがあつた場合の復職の発令

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

石川県教育委員会訓令第2号

県 立 学 校

石川県立学校処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

平成26年6月25日

石 川 県 教 育 委 員 会

第32条の7第2項中「届け出なければ」を「報告しなければ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の手続)

第三十二条の八 職員は、修学部分休業等条例第十条の規定による配偶者同行休業の承認又は修学部分休業等条例第十四条の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の一月前までに配偶者同行休業承認申請書により申請し、校長を経由して教育長の承認を受けなければならない。

2 配偶者同行休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を校長に届け出なければならない。

- 一 配偶者が死亡した場合
- 二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- 三 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- 四 修学部分休業等条例第十五条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなった場合

附 則

この訓令は、公衆の口から施行する。

人 事 委 員 会

石川県職員等の修学部分休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十五日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十号

石川県職員等の修学部分休業等に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員等の修学部分休業等に関する規則(平成十七年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「(自己啓発等休業をした職員の職務復帰)」に改める。

第十六条を第二十二条とする。

第十五条第一項中「第十二条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加え、同条を第二十一条とする。

六 配偶者同行休業をした期間

第十四条中「第十一条」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第十三条第一項中「第十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第十二条の次に次の六条を加える。

(任命権者の責務)

第十三条 任命権者は、条例の目的に鑑み、配偶者同行休業をしている職員が行う必要な能力の維持向上のための取組を支援する等当該職員の職務への円滑な復帰を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第十四条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 任命権者は、前項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第十五条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業をした職員の職務復帰)

第十六条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき(条例第十五条第三号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(配偶者同行休業に係る辞令の交付)

第十七条 第十二条の規定は、配偶者同行休業に係る辞令の交付について準用する。

(配偶者同行休業に伴い任期を定めて採用した職員に係る辞令の交付)

第十八条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令を交付しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- 一 条例第十七条第一項の規定により任期を定めて職員を採用した場合
- 二 条例第十七条第二項の規定により任期を定めて採用した職員の任期を更新した場合
- 三 任期の満了により任期を定めて採用した職員が当然に退職した場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(石川県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

2 石川県職員の退職手当に関する規則(昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一号中「第十二条第二項」を「第二十条第三項」に改め、「ものを除く。」の下に「若しくは同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業」を加える。

第五条の四第四項第一号中「又は」を「」に改め、「相当するものの期間」の下に「、同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業の期間、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)第二条第四項に規定する配偶者同行休業の期間又は法人の就業規則等に定められている休業で地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業に相当するものの期間」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

3 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 配偶者同行休業(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第五十一条の二第二項中「自己啓発等休業をし」の下に「、配偶者同行休業をし」を加える。

第六十二条に次の一号を加える。

九 配偶者同行休業をしている職員

第六十六条第二項第二号中「並びに」を「及び」に、「及び第八号」を「から第九号まで」に改める。

第六十八条第二号、第七十条第二項第一号及び第七十二条第一号中「、第七号及び第八号」を「及び第七号から第九号まで」に改める。

第七十六条の十九中「第十条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第七十六条の二十二の二第一項第三号、第七十六条の二十二の三第二項第二号及び第七十六条の二十二の四第二項中「自己啓発等休業をし」の下に「、配偶者同行休業をし」を加える。

(石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部改正)

4 石川県職員等の育児休業等に関する規則(平成四年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「、第七号及び第八号」を「及び第七号から第九号まで」に改める。